

吹田市資源リサイクルセンター条例施行規則の一部改正骨子案

1 趣旨及び概要

現在、資源リサイクルセンターの施設を使用しようとする人は、使用日の前日までにセンターの窓口において、使用許可申請書の提出及び使用料の納付をする必要があります。

センターの施設を使用しようとする人が、使用日の前日までに来館することなく、オンラインで申請手続きが完結するよう、使用申請許可手続きの電子化等を内容とする公共施設予約・照会システム（以下「システム」といいます。）を導入し、利用者サービスの向上を図ります。これに伴い、本規則を改正し、システムによる申請手続等について定めるものです。

なお、使用料の納付方法については、センターの窓口において、現金払い及びキャッシュレス決済（コード決済）を予定しています。

2 改正内容

(1) 施設を使用しようとする人は、使用許可申請書の提出に代えて、システムによる使用許可の申請をしなければならないこととします。

(2) システムによる使用許可申請期間は、使用日の3月前の日の属する月の1日の正午（1月の場合は、4日の正午）から使用日の前日までとします。

※ 現行は、使用日の3月前の日の属する月の初日から使用日の前日まで

(3) 使用者がシステムを不正に利用したときは、システムの利用を停止することができることとします。

3 施行予定

令和7年（2025年）4月1日の施行を予定しています。